松江市立幼稚園キャッシュレス決済導入業務委託 募集要項

令和6年11月 松江市こども子育て部保育所幼稚園課

1. 事業の目的

公立幼稚園の入園にあたっては、幼児教育・保育の無償化により、利用料は徴していないが、預かり保育、給食(牛乳給食)等の実費については保護者負担としており、現在は現金での収受としていることから、保護者及び職員の負担が大きくなっている。

そこで、幼稚園での集金をキャッシュレス化し、保護者の利便性向上及び職員の事務負担 軽減、教育・保育の質の向上を図るものである。

2. 事業の概要

(1) 事業名

松江市立幼稚園キャッシュレス決済導入業務委託

(2) 事業内容

- ア キャッシュレス決済端末等必要な機器の調達。
- イ キャッシュレス決済にかかる指定納付受託業務を行うこと。
- ウ 運用に必要な決済端末の設定登録及び窓口での設置
- エ 端末操作研修の実施及び運用に必要なマニュアル等の提供
- オ 導入後の保証、サポート体制の提供
- カ その他、本業務に必要な事項

なお、機器等の仕様については、別紙1「松江市立幼稚園キャッシュレス決済導入業 務委託仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおりとする。

(3) 事業の期間

契約締結日の翌日から令和7年3月31日まで

(4) 設置期限

遅くとも令和7年3月1日までに稼働すること。

なお、キャッシュレス決済に必要な全ての機器の納入、テスト運用及び操作説明について、稼働日の前日までに実施することとする。

(5) 提案上限金額

1,518,000円(消費税及び地方消費税含む)を上限とする。

決済端末及びシステム導入経費、システム保守経費、及び想定される決済手数料の全てを含むものとする。なお、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、本事業の規模を示すものであることに留意すること。

3. 参加資格要件(応募要件)

本プロポーザルの応募要件及び本業務の委託条件として、下記の全てを満たしていることとする。

- ア 法人格を有している者であること。
- イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこ

と。

- ウ 松江市において競争入札参加資格を有する場合、指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。また、指名の停止を受けたが、既にその停止期間を経過していること。
- エ 銀行取引停止処分を受けていないこと。
- オ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続きの開始の申立又は民事 再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続き開始の申立がなされていない こと。
- カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は第2条第6号に規定する暴力団員が経営に関与していないこと。
- キ 所得税又は、法人税、法人市民税、固定資産税、法人事業税、消費税及び地方消費 税のほか、義務付けられている税を滞納していないこと。
- ク 代表者及び役員に破産者又は禁固以上の刑に処されている者がいる法人等でない こと。
- ケ 本事業に関する実績(行政機関への導入、運用実績)及び技術を有し、誠実かつ確 実に行使できること。

4. スケジュール

件 名	期 限 等
募集要項等の公開	令和6年11月19日(火)から令和6年12月5日(木)
質問書の提出期限	令和6年12月2日(月)17時まで
質問書に対する回答日	令和6年12月4日(水)予定
参加表明書提出期限	令和6年12月6日(金)17時まで
辞退届の提出期限	令和6年12月12日(木)17時まで
企画提案書の提出期限	令和6年12月12日(木)17時まで
選定結果通知	令和 6 年 12 月 17 日 (火) 予定
契約締結	令和6年12月24日(火)予定(詳細協議後)

5. 募集について

- (1) 募集要項等の公開 令和6年11月19日(火)
- (2) 書類配布

本市のホームページに掲載(「ホーム-子育て・教育-子育て支援-保育所・幼稚園・認定こども園」からダウンロード可能)する。各様式についても、同様に掲載する。

- ※郵送、メール等による配布は行わない。
- (3) 公開資料

- ①プロポーザル募集要項(本書)
- ②事業仕様書(別紙1)
- ③審査要領(別紙2)
- ④誓約書(様式1)
- ⑤参加表明書(様式2)
- ⑥会社概要(様式3)
- ⑦企画提案書(様式4)
- ⑧見積書(様式5)
- ⑨質問書(様式6)
- ⑩辞退届(様式7)

6. 質問及び回答

募集要項等の内容について、次のとおり質問を受け付ける。

(1) 質問のできる者

前記「3.参加資格要件(応募要件)」を満たしているもので、かつ参加表明書(様式 2)を提出した者あるいは提出する意思のある者とする。

- (2) 質問期間 令和6年12月2日(月)17時必着
- (3) 提出方法

質問書(様式6)にて、「13. 問い合わせ先及び提出先」に電子メールで問い合わせることとし、電子メール送信後、担当者まで電話にて到着確認をすること。件名は「松江市立幼稚園キャッシュレス決済導入業務委託質問書」とすること。また、審査に関わる質問には応じない。

(4) 回答

質問に対する回答は、令和6年12月4日(水)を目途に、本市ホームページへ掲載する予定である。また、松江市の回答は、募集要項及び仕様書等を補足する効力を有するものとする。

(5) その他

評価基準に関する質問は受け付けない。質問を行った者の名称は公表しない。メール以外による照会は対応しない。

7. 参加表明

本業務に係る提案に参加を希望する者は、次の書類を、各様式につき紙媒体1部ずつと電子データ PDF (DVD-R にて提出)を提出すること。

- (1) 提出書類
 - ①誓約書(様式1)
 - ②参加表明書(様式2)

- ③会社概要(様式3)
- ④履歴事項全部証明書
- ⑤役員の名簿及び履歴書(任意様式:役職の名称、役員の氏名、ふりがな、住所、生年 月日、性別を記載し、職歴が分かる程度のもの)
- ⑥法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書(発行後3ヶ月以内)
- ⑦市内に事業所がある場合、法人市民税、固定資産税の納税証明書(発行後3ヶ月以内)
- (3) 提出方法
 - 「13. 問い合わせ先及び提出先」に持参又は書留郵便(又はそれに準ずる送付方法)により提出すること。 持参にて提出の場合は、提出日時を予め担当者に連絡すること。なお、持参の場合の受付時間は原則として、9 時から 17 時まで(正午から 13 時まで及び土日祝日を除く)とする。
- (4) その他

参加表明提出後に辞退する場合は、辞退届(様式8)を令和6年12月12日(木) 17時までに、持参又は書留郵便(又はそれに準ずる送付方法)により提出すること。 なお、参加辞退は自由であり、辞退しても以後における不利益な扱いは行わない。

8. 企画提案書類

- (1) 提出書類
 - ア 以下の書類を期限までに提出すること。企画は1者1提案とし、参加表明書(様式2)の提出のない者による企画提案書類の提出は一切受け付けない。
 - ①企画提案書(様式4)
 - ②提案詳細(任意様式)
 - ③見積書(様式5)
 - ※見積額は端末
 - ※見積費用詳細内訳書(任意様式)を含む
 - ④その他参考資料(任意)
 - イ 提出書類作成上の注意

提案詳細は、事業仕様書(別紙1)及び審査要領(別紙2)の審査基準表に沿って作成すること。

ウ様式

提案詳細の様式は自由とするが、全体で50ページ以内とし、A4横サイズでページ 数を付し製本すること(製本の体裁は自由とする。)。

- (3) 提出部数

正本1部とする。

なお、提出書類を PDF 形式に変換したデータを電子媒体(CD-R または DVD-R)に格納し、1 枚提出すること。なお、ラベルに事業者名を記載すること。

(4) 提出方法

「13. 問い合わせ先及び提出先」に持参又は書留郵便(又はそれに準ずる送付方法)により提出すること。ただし、持参にて提出の場合は、提出日時を予め担当者に連絡すること。なお、持参の場合の受付時間は原則として、9時から17時まで(正午から14時まで及び土日祝日を除く)とする。

(5) その他

ア 失格となる参加表明書、企画提案書等

参加表明書、企画提案書等が、次の事項の一つに該当するものは、失格となる場合がある。なお、失格となった場合は、別途通知する。

- ①提出期限、提出先及び提出方法に適合しないもの。
- ②指定する様式及び本要項に示した条件に適合しないもの。
- ③記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- ④虚偽の内容が記載されているもの。
- ⑤前記「2.(5)提案上限金額」を超えたもの。
- ⑥事業仕様書(別紙1)の要件に適合しないもの。
- ⑦前記「3.参加資格要件(応募要件)」を満たしていない者による企画提案書等。

イ 制約事項等

- ①提出書類の作成及び提出に要する費用は、全て提案者の負担とする。
- ②提出された書類等は、事業者の選定以外には、提案者に無断で使用しない。
- ③提出された書類等は、事業者の選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- ④提出された書類等は、提出期限後の差替え及び再提出は受け付けない。
- ⑤提出された書類等は、全て返却しない。
- ⑥提出された書類等に対し、必要に応じてヒアリングを実施することがある。

9. 選定方法

(1) 審查委員会

選定に当たっては、松江市立幼稚園キャッシュレス決済導入業務委託プロポーザル 審査委員会(以下「委員会」という。)において、前記「8.企画提案書類」の内容を 総合的に審査し、最も優れた企画提案を行った者を優先交渉権者(最高得点者)として 選定する。併せて次点交渉権者も選定する。

(2) 審查方法

審査は、審査委員会が「松江市立幼稚園キャッシュレス決済導入業務委託プロポーザル審査基準表」(別紙2)に基づき審査する。

10. 選定結果

選定結果については、令和6年12月17日(火)(予定)に全ての提案者に電子メール及び郵送にて通知する。また、松江市ホームページにも審査結果(第一優先交渉権者)を公表する。

11. 契約

- (1) 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、審査委員会が選定した優先交渉権者と業務委託契約の契約交渉を行う。
- (2) 優先交渉権者が前記「8.(5)ア失格となる参加表明書、企画提案書等」の失格条項に該当すると認められた場合、又は市と契約交渉が不調となった場合は、次点交渉権者と契約交渉を行う。
- (3) 契約の締結にあたっては、地方自治法及び松江市財務規則をはじめとする諸規定を 適用するものとする。

12. その他

(1) 費用負担

企画提案書の作成・提出等、 本プロポーザルの参加に要した費用の全ては、参加者の 負担とする。

(2) 個人情報

- ア 協議資料の請求者又は提出書類から提供された従業員等の個人情報は、協議の実施及び契約に係る事務処理において必要な連絡のみに用いるものとし、他の用途には用いない。
- イ 個人情報の取り扱いは、個人情報の保護に関する法律及び松江市個人情報の保護 に関する法律施行条例によるものとする。

(3) 著作権

- ア 提出書類に含まれる著作物の著作権は提案者に帰属する。
- イ 提出書類は、協議の実施及び契約の事務処理において必要な場合のみに用いるも のとし、他の用途には用いない。
- ウ 提出書類については、松江市情報公開条例(平成17年松江市条例第14号)第5条 の規定に基づき公開請求されたときは、同条例第7条に定められた非公開情報を除 き、公開の対象とする。ただし、選定期間中においては、同条第1項第5号の規定に 基づき、公開の対象としない。

(4) 契約保証金

契約保証金は免除する。

(5) 審査又は契約の延期

- ア 天災その他やむを得ない理由により、審査又は契約を行うことができない場合は 延期する。
- イ その場合の提案者の損害は提案者の負担とする。

13. 問い合わせ先及び提出先

松江市末次町 86 番地 松江市こども子育て部 保育所幼稚園課 運営係

担当 椋本

電話 0852-55-5498

E-MAIL: kodomo-hojokin@city.matsue.lg.jp